

長崎県遊漁船業者に係る行政処分等の事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号、以下「法」という。)に基づく不利益処分(以下「行政処分」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意味は、次のとおりとする。

行政指導 一定の行政目的を実現するため、特定の者に一定の行為又は不作為を求め、勧告その他の行為であつて、行政庁の処分その他の公権力の行使にあたる行為に該当しないもの

遊漁船業者 長崎県知事の登録を受けて遊漁船業を営む者

以上のほか、この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(行政指導)

第3条 遊漁船業者が、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、又は違反する恐れがあると認められるときは、速やかに改善のための措置を講ずるよう指導するものとする。

(行政処分の適用)

第4条 行政指導によつても改善のための迅速な措置がなされない場合には、その内容に応じて、行政処分を行うものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、行政指導を経ることなく行政処分を行うことができる。

指導による改善が期待できないことが明白である場合

法益保護の観点から、改善が特に急がれる場合

海上保安庁等の捜査により犯罪事実が明確であり、行政処分を行うことが相当であると認めるとき

2 同条第一項の規定にかかわらず、司法上の捜査が行われ、又は書類送検、起訴等がなされたときは、必要と認められるまでの期間、処分を保留することができる。

(行政処分調書の作成)

第5条 行政処分を行おうとするときは、違反事実や行政指導の経過等を明らかにするために、行政処分調書を作成するものとする。

(業務改善命令)

第6条 遊漁船業者が次の各号のいずれかに違反し、又は業務の運営に関し、利用者の安

全若しくは利益又は漁場の安定的な利用関係を害する事実があると認められるときは、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

法第7条第1項

法第8条

法第12条

法第13条第1項

法第14条

法第15条

法第16条

法第17条第1項

法第19条

法第21条第1項第3号に掲げる事由のうち、法第6条第1項第14号、第15号又は第16号

法第23条

法第29条第1項

(業務停止命令)

第7条 遊漁船業者が、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(業務停止処分の期間)

第8条 業務停止の処分を命ずる期間は、原則として別表に定める期間とする。

2 処分を受けていない2以上の違法行為について、処分する場合は、その処分事由のうち最も重い処分内容によるものとする。

3 過去に業務停止命令を受けたことがある者が、最後に受けた業務停止命令期間の満了日から5年を経過していない日に業務停止命令の処分事由となる違法行為をした場合は、処分歴に応じて処分対象となる法令違反の内容に該当する処分期間に当該相当期間を加算するものとする。ただし、加算後の業務停止命令期間が6月を超えることとなる場合は、その登録を取消すものとする。

(登録の取消し)

第9条 遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消することができる。

不正の手段により遊漁船業者の登録を受けたとき

法第6条第1項第2号又は第8号から第13号までのいずれかに該当することとなったとき

法第18条に違反したとき

業務停止命令に違反したとき

- 2 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、業務停止処分を受けた遊漁船業者が、登録期間中過去5年に当該行政処分の処分事由と同一の法令違反を行った場合において、その行為の内容を考慮した上で業務の改善が見込めないと認めるときは、その登録を取消することができる。

(処分内容の加重)

第10条 第8条の規定により適用する処分期間について、聴聞の結果等により、次のような事由があるときには、違反内容を考慮し、6月以内の期間の範囲内において加重することができる。

- ア 複数の違反行為を行った者
- イ 法令違反行為が計画的であること
- ウ 法令違反行為に対する改悛の情が見られず、業務に対する改善措置が不十分であること
- エ 違反行為がもたらした結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいと認められるもの

- 2 処分を加重するときは、処分対象となる法令違反の内容に該当する処分期間の2分の1の期間をあてるものとする。ただし、算出された期間に1日に満たない端数が生じたときは、これを1日とする。

(処分内容の軽減)

第11条 違反行為において、聴聞の結果等により次のような事由があると認められる場合には、処分内容の軽減を行うことができる。

- ア 法令違反に対し十分な反省の態度を示し、業務の適正化に努力をほらう見込みがあること
- イ 他に重要な法令違反行為が認められないこと
- ウ 被害者の損害が回復されていること

- 2 処分を軽減するときは、次の各号のとおり処分内容を軽減することができる。

(1)行政処分の内容が登録取消しの場合 180日の業務停止命令

(2)行政処分の内容が事業停止の場合 処分対象となる法令違反の内容に該当する処分期間の2分の1の期間

ただし、算出された期間に1日に満たない端数が生じたときは、これを1日とする。

(行政処分等の履行確認)

第12条 行政処分等を行った場合において、その命令事項等の履行について確認を行う。なお、命令事項等の不履行が確認された場合には、新たに必要な措置を講ずるものとする。

(行政処分の手続き)

第13条 行政処分に係る手続きは、行政手続法並びに長崎県聴聞及び弁明の機会の付与

に関する規則の定めるところにより処理する。

(被処分者の記録)

第14条 この要綱に基づく処分を行った場合には、別記様式第1号による被処分遊漁船業者一覧を作成するものとする。

(附則)

平成17年10月1日 施行

令和3年5月21日 一部改正・施行

令和6年4月1日 一部改正・施行

別表

行政処分の基準

No.	違反の内容	該当条項（法）	処分内容 （日数は業務停止期間）			概要
			初犯	2犯	3犯	
1	名義貸禁止違反	18条1項	取消し			
2	事業貸与等禁止違反	18条2項	取消し			
3	不正手段による登録	21条1項2号	取消し			
4	業務停止命令違反	21条1項1号	取消し			
5	登録事項の変更の届出義務違反	7条1項	30日	60日	90日	
6	業務規程の変更の届出義務違反	8条	30日	60日	90日	
7	遊漁船業務主任者の選任義務違反	12条	60日	120日	180日	
8	遊漁船業務主任者による遂行義務違反	13条1項	30日	60日	90日	
9	報告・立入検査拒否等	29条1項	45日	90日	135日	悪質なものについては告発
10	利用者名簿の備置義務違反	15条	15日	30日	45日	
11	標識の掲示義務違反	17条1項	15日	30日	45日	
12	気象情報の収集等義務違反	14条	30日	60日	90日	
13	採捕ルール周知義務違反	16条	15日	30日	45日	
14	事故の報告	19条	30日	60日	90日	
15	利用者の安全及び利益に関する情報の公表義務違反	23条	15日	30日	45日	
16	その他の利用者の安全・利益、漁場の安定的利用を阻害する事実	20条	業務改善命令			
17	業務改善命令違反	21条1項1号	15～60日	30～120日	45～180日	
18	登録拒否要件に該当 （第6条1項2号、8～13号）	21条1項3号	取消し			
19	登録拒否要件に該当 （第6条1項14号）	21条1項3号	60日	120日	180日	
20	登録拒否要件に該当 （第6条1項15号）	21条1項3号	60日	120日	180日	
21	登録拒否要件に該当 （第6条1項16号）	21条1項3号	60日	120日	180日	

併合犯・・・併合犯の場合は、重い方の処分内容に従う。

行政処分調書

1 違反行為者		
(1)氏名又は名称		
(2)住所又は所在地		
(3) 事 業 概 要	ア 登録番号	
	イ 登録年月日	
	ウ 期限	
	エ 事業規模	
	オ 人員	
(4)過去の行政処分		

調書 - 2

2 違反事実	
(1)違反行為の概要	
(2)違反条項	
(3)継続性又は規模	
(4)法令の知識や理解	
(5)その他	

調書 - 4

4 予定される行政処分の内容と根拠条項	
(1)行政処分の内容	
(2)根拠条項(法)	
5 上記行政処分を行う理由	

別記様式第 1 号

被処分遊漁船業者一覧

No.	登録内容			違反内容	処分内容に関する事項			備考
	遊漁船業者名、住所	登録番号	登録年月日		処分経過	処分年月日	処分内容	

行政処分等の手続きのフロー

行政処分等の手続きは、次のフローに従い、漁業振興課又は各振興局水産課が処理する。

